

一般社団法人 北村山建設業協会  
北村山地区建設発生土改良センター

---

## ご利用手順

- 1 工事受注後の諸手続きについて
- 2 「受入れ」と「販売」の際の注意事項
- 3 「受入れ」と「販売」の完了から成果品提出まで
- 4 お支払いについて

※「受入れ」とは「発生土の受入れ」を、「販売」とは「改良土の販売」を指します。

※以下、「北村山地区建設発生土改良センター」を「センター」と記載します。

※以下、「一般社団法人北村山建設業協会」を「協会」と記載します。

- 一般社団法人 北村山建設業協会  
〒995-0035 村山市中央一丁目2-27  
電話 0237-55-6540 FAX 0237-55-6541  
Email : k-muraya@sea.plala.or.jp
- 北村山地区建設発生土改良センター【委託先 (株)はながさ建設尾花沢事業所】  
〒999-4223 尾花沢市大字五十沢12  
電話 0237-25-3025 FAX 0237-25-3026  
Email : [hanagasa-sasaki@bz04.plala.or.jp](mailto:hanagasa-sasaki@bz04.plala.or.jp)

### 手順 1 工事受注後の諸手続きについて

1. センターご利用の際は工事契約後、ご利用の旨お電話にてご連絡をお願い致します。  
その後以下の内容を協会もしくはセンター→(株)はながさ建設尾花沢事業所までFAXかメールにてお知らせ願います。  
  
・施工会社名 ・現場代理人(ご担当者)及び連絡先 ・工事名 ・工事場所  
・発注者名・「受入れ」or「販売」の委託数量及び予定時期 ・搬入車両の種類・台数  
※搬入車両は過積載予防の為、車検証の写しをご提供願います。
2. 協会にてお申込みを受理した後、「受入れ」or「販売」の準備を行います。  
「受入れ」の場合はセンターから発生土の確認(コーン指数・含水比・嵩密度の測定の他、目視にて異物の確認)を行い、受入れの可否を決定致します。ゴミや異物(枝葉・木根)が含まれている場合は「受入れ」不可又は別途料金がかかることもある為、予めご了承願います。
3. 実際の日程が決まりましたら、事前にもしくはセンターまでご連絡をお願い致します。「受入れ」or「販売」は連続作業を原則としますが、取り扱う土量が多い場合や極端に少量の場合、発生土の種類が異なる場合等は準備に時間を要する事がありますので、時間に余裕をもってご連絡をお願い致します(重機械や道路清掃要員、散水車の配置等の為、事前のお打合せが必要です)。
4. 天候または重機械のメンテナンス等により「受入れ」or「販売」出来ない場合がありますので、何卒ご了承願います。その際はセンターよりご連絡致します。

[変更があった際の連絡期限]

- ①「受入れ」or「販売」が連続しない場合・・・次回開始日の概ね2日前まで  
(直前では対応できない場合があります)
- ②「受入れ」or「販売」の中止・変更があった場合・・・中止・変更の前日午前中まで
- ③「受入れ」or「販売」の数量変更があった場合・・・速やかに

## 手順 2 「受入れ」と「販売」の際の注意事項

センター内では次のような流れで作業を行ないます。

### 【受入れ】

- 1 受付にて事前にご提示頂いている車検証により車種・ナンバー・最大積載量を確認します。
- 2 最初の1・2台目は発生土積載状態のまま計量器(トラックスケール)に乗り計量後、係員が指示した場所に発生土を降ろします。
- ③空車状態で再び計量器(トラックスケール)に乗り、発生土の実重量を計算します。実重量を事前に測定した嵩密度で割り戻し、体積(m<sup>3</sup>)としますが最初の1・2台目以降はこちらで指示した積込回数で積込願います。3台目以降は、抜き打ち測定となりますので過積載の無いように搬出願います。受入れ日毎に集計表を作成し提出。すべての「受入れ」終了後に「受入れ証明書」を発行致します。

※過積載が判明した場合は「受入れ」をお断りさせて頂きますので予めご了承願います。

### 【販売】

- ①改良土をご購入いただく場合は運搬車両の手配をどちらが行うか事前に決定します。
- ②受付にて運搬車両(車種のみ)の確認を行い、係員が指示した場所にて改良土を積み込みます。この際、別紙のとおり車種によって積込数量を決定していますので、計量器(トラックスケール)に乗る必要はありません。
- ③改良土の販売数量は運搬車両の伝票に記載の運搬回数で決定しますので、運搬会社等関係者への周知をお願い致します。また、運搬車両が途中で変わる場合や連続作業とならない場合も同様です。※当日の予定に変更が生じた場合には速やかにご連絡をお願い致します。

## 手順 3 「受入れ」と「販売」の完了から成果品提出まで

1. 「受入れ」or「販売」作業が完了しましたら、センターから協会へその旨通知されます。その後、「受入れ」の際は「発生土の受入れ証明書」を、「販売」の場合は「出荷証明書」を発行致します。
2. 工事完成成果品書類は以下のとおりです。
  - ①「受入れ」・・・「発生土受入れ証明書」と「数量集計表」
  - ②「販売」・・・「出荷証明書」と「数量集計表」と「伝票」※発生土受入れ時の運搬車両毎の伝票は発行致しません。運搬日毎の数量集計表をメールでお送り致します。  
※改良土販売の際は伝票が発行されます。上記①はすべての作業が終了した段階で発行し、ご請求書と一緒に郵送させていただきますが②は搬出時に運転手が受け取るようお願いいたします。
3. 請求未納・滞納がある場合は証明書を発行できません。
4. 証明書・集計表は再発行できませんので、お取扱いにご注意ください。

## 手順 4 お支払いについて

1. ご請求についても委託先の㈱はながさ建設尾花沢事業所が行います。毎月末締め、翌月末支払い期限としております。
2. お支払いについては請求書に記載の銀行口座へ支払期日までにお支払いください。尚、振込手数料はご利用者のご負担となる事、現金振込以外での対応はできませんので予めご了承願います。

以上